

文教大学大学院奨学金規程

(目的)

第1条 大学院学生の勉学、研究活動を経済的に援助して、各専門分野における優れた研究者の育成に資することを目的とする。

(資格)

第2条 大学院全研究科学生のうち、人物、学力ともに優秀で、健康であり、学資の支弁が困難であると認められる者。ただし、当該年度に給付される奨学金を受けている者又は受ける予定の者は、原則として除外する。

(募集及び給付時期)

第3条 奨学生の募集は、毎年4月（1年生は9月）に行い、前期分を5月末日、後期分を10月にそれぞれ給付する。特別の事情がある場合には、あわせて給付することがある。

(出願手続き)

第4条 奨学金を受けようとする者は、所定の願書に成績証明書（前年度分、1年生は前期分）及び、家庭の所得証明書を添えて提出する。

(選考)

第5条 選考は、学業成績、家庭の経済事情、人物、健康、その他特別事情を大学院研究科運営委員会で審査の上、研究科教授会で決定する。

(種類及び奨学金の額、期間)

第6条 奨学金の種類は、給付とする。

2 奨学金の額は次のとおりとする。

- (1) 授業料の全額に相当する金額
- (2) 授業料の一部に相当する金額

3 給付期間は採用年度限りとする。ただし、次年度以降も出願することができる。

(取り消し)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を取り消すことがある。

- (1) 学則による退学処分を受けたとき
- (2) 学業、又は素行等が不良になったとき
- (3) 願書及び提出書類に虚偽の記載を行ったとき
- (4) その他奨学生として適当でないと認められたとき
- (5) 当該年度に他の給付される奨学金の受給を受けたとき

2 前項により取り消し処分を受けた場合には、給付された奨学金の返還を求めることができる。

(所管部署)

第8条 この奨学金制度に関する事務は、教育支援課又は学生課の所管とする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 1 2 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。